

国立大学法人（仮称）の中期目標・中期計画の項目等について（案）

平成14年12月
文部科学省

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(前文) 大学の基本的な目標</p> <p>(注) 大学の基本的な目標や使命を、自らの特性を踏まえ一層の個性化を図る観点から、明確かつ簡潔に記載してください。</p>	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1) 教育の成果に関する目標</p> <p>(注) 必要に応じ学士課程・大学院課程等に分けて記載してください。</p> <p>II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置</p> <p>(注) 1. 必要に応じ学士課程・大学院課程等に分けて記載してください。 2. 各年度の学生収容定員を別紙に記載してください。</p> <p>3. 記載事項の例：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教養教育の成果に関する具体的目標の設定 ○卒業後の進路等に関する具体的目標の設定 ○教育の成果・効果の検証に関する具体的方策など <p>(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置</p> <p>(注) 必要に応じ学士課程・大学院課程等に分けて記載してください。</p> <p>(注) 記載事項の例：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策 ○教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策 ○授業形態、学習指導法等に関する具体的方策 ○適切な成績評価等の実施に関する具体的方策など <p>(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <p>(注) 教職員の配置、教育環境の整備、教育の質の改善のためのシステム等に関する基本方針を記載してください。</p> <p>(注) 記載事項の例：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○適切な教職員の配置等に関する具体的方策 ○教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策 ○教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策 ○教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策 ○全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策 ○学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項など
<p>I 中期目標の期間</p>	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置</p> <p>(注) 1. 必要に応じ学士課程・大学院課程等に分けて記載してください。 2. 各年度の学生収容定員を別紙に記載してください。</p> <p>3. 記載事項の例：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教養教育の成果に関する具体的目標の設定 ○卒業後の進路等に関する具体的目標の設定 ○教育の成果・効果の検証に関する具体的方策など <p>(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置</p> <p>(注) 必要に応じ学士課程・大学院課程等に分けて記載してください。</p> <p>(注) 記載事項の例：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策 ○教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策 ○授業形態、学習指導法等に関する具体的方策 ○適切な成績評価等の実施に関する具体的方策など <p>(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <p>(注) 教職員の配置、教育環境の整備、教育の質の改善のためのシステム等に関する基本方針を記載してください。</p> <p>(注) 記載事項の例：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○適切な教職員の配置等に関する具体的方策 ○教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策 ○教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策 ○教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策 ○全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策 ○学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項など

(4) 学生への支援に関する目標
(注) 学生の学習支援や生活支援等に関する基本方針を記載してください。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- (注) 記載事項の例：
- 学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的な方策
 - 生活相談・就職支援等に関する具体的な方策
 - 経済的支援に関する具体的な方策
 - 社会人・留学生等に対する配慮など

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標
(注) 目指すべき研究の水準や、成果の社会への還元等に関する基本方針を記載してください。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- (注) 記載事項の例：
- 目標すべき研究の方向性
 - 大学として重点的に取り組む領域
 - 成果の社会への還元に関する具体的な方策
 - 研究の水準・成果の検証に関する具体的な方策など

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標
(注) 研究者等の配置、研究環境の整備、研究の質の向上システム等に関する基本方針を記載してください。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

- (注) 記載事項の例：
- 適切な研究者等の配置に関する具体的な方策
 - 研究資金の配分システムに関する具体的な方策
 - 研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的な方策
 - 知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的な方策
 - 研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的な方策
 - 全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的な方策
 - 学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項など

3 その他の目標

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標
(注) 教育研究における社会との連携・協力、国際交流・協力等に関する基本方針を記載してください。

3 その他の目標を達成するための措置

- (1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置
(注) 記載事項の例：
- 地域社会などの連携・協力、社会サービス等に係る具体的な方策
 - 産学官連携の推進に関する具体的な方策
 - 地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的な方策
 - 留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的な方策
 - 教育研究活動に関する国際貢献に関する具体的な方策など

(2) 附属病院に関する目標

(注) 附属病院としての設置目的を踏まえ、医療の質の向上、運営等の基本方針を記載してください。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

- (注) 記載事項の例：
- 医療サービスの向上や経営の効率化に関する具体的な方策
 - 良質な医療人養成の具体的な方策
 - 研究成果の診療への反映や先端的医療の導入のための具体的な方策
 - 適切な医療従事者等の配置に関する具体的な方策など

(3) 附属学校に関する目標		(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置	
(注) 附属学校としての設置目的を踏まえ、教育活動の基本方針や学校運営の改善の方向性等を記載してください。		(注) 記載事項の例：	
○大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的の方策		○全学的な経営戦略の確立に関する具体的の方策	
○学校運営の改善に関する具体的の方策		○運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的の方策	
○附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的の方策		○学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する具体的の方策	
○公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的の方策など		○教員・事務職員等による一體的な運営に関する具体的の方策	
		○全学的視点から戦略的な学内資源配分に関する具体的の方策	
		○学外の有識者・専門家の登用に関する具体的の方策	
		○内部監査機能の充実に関する具体的の方策	
		○国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的の方策など	
III 業務運営の改善及び効率化に関する目標		II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 運営体制の改善に関する目標	1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置	(注) 記載事項の例：	
(注) 効果的な組織運営や戦略的な学内資源配分の実現等に関する基本方針を記載してください。		○全学的な経営戦略の確立に関する具体的の方策	
		○運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的の方策	
		○学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する具体的の方策	
		○教員・事務職員等による一體的な運営に関する具体的の方策	
		○全学的視点から戦略的な学内資源配分に関する具体的の方策	
		○学外の有識者・専門家の登用に関する具体的の方策	
		○内部監査機能の充実に関する具体的の方策	
		○国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的の方策など	
2 教育研究組織の見直しに関する目標		2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置	
(注) 教育研究組織の柔軟かつ機動的な編成・見直し等に関する基本方針を記載してください。		(注) 記載事項の例：	
		○教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的の方策	
		○教育研究組織の見直しの方向性など	
3 人事の適正化に関する目標		3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置	
(注) 戰略的な人的資源の活用や非公務員型を生かした柔軟かつ多様な人事システムの構築等に関する基本方針を記載してください。		(注) 記載事項の例：	
		○人事評価システムの整備・活用に関する具体的の方策	
		○柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的の方策	
		○任期制・公募制などの教員の流動性向上に関する具体的の方策	
		○外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的の方策	
		○事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的の方策	
		○中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的の方策など	
4 事務等の効率化・合理化に関する目標		4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	
(注) 事務処理の効率化・合理化や、事務組織の機能・編成の見直し等に関する基本方針を記載してください。		(注) 記載事項の例：	
		○事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的の方策	
		○複数大学による共同業務処理に関する具体的の方策	
		○業務のアウトソーシング等に関する具体的の方策など	

IV 財務内容の改善に関する目標

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

- IV 1 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置
- 1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標
 - (注) 記載事項の例 :
 - 科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金增加に関する具体的方策
 - 収入を伴う事業の実施に関する具体的方策 など

2 経費の抑制に関する目標

- IV 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置
- 1 記載事項の例 :
 - 管理的経費の抑制に関する具体的方策 など

3 資産の運用管理の改善に関する目標

- IV 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置
- 1 記載事項の例 :
 - 資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策 など

V 社会への説明責任に関する目標
1 評価の充実に関する目標

- V 1 社会への説明責任に関する目標を達成するための措置
- 1 記載事項の例 :
 - 自己点検・評価の改善に関する具体的方策
 - 評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策 など

VI 情報公開等の推進に関する目標

- VI 1 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置
- 1 記載事項の例 :
 - 大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策 など

VI その他業務運営に関する重要な目標
1 施設設備の整備・活用等に関する目標

- VI 1 その他業務運営に関する重要な目標を達成するための措置
- 1 記載事項の例 :
 - 施設等の整備に関する具体的方策
 - 施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策 など

VI 2 安全管理に関する目標

- VI 2 安全管理に関する目標を達成するための措置
- 1 記載事項の例 :
 - 労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策
 - 学生等の安全確保等に関する具体的方策 など
- (その他の記載事項) (別紙に整理)
- 予算(人件費の見積りを含む)、收支計画及び資金計画 ○出資計画 ○短期借入金の限度額
 - 長期借入金又は債券発行の計画 ○重要財産の処分(譲渡・担保提供)計画 ○剰余金の使途
 - 施設・設備に関する計画 ほか

IV 財務内容の改善に関する目標

- IV 1 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置
- 1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標
 - (注) 記載事項の例 :
 - 科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金增加に関する具体的方策
 - 収入を伴う事業の実施に関する具体的方策 など

2 経費の抑制に関する目標

- IV 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置
- 1 記載事項の例 :
 - 管理的経費の抑制に関する具体的方策 など

3 資産の運用管理の改善に関する目標

- IV 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置
- 1 記載事項の例 :
 - 資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策 など

V 社会への説明責任に関する目標

- V 1 社会への説明責任に関する目標を達成するための措置
- 1 記載事項の例 :
 - 自己点検・評価の改善に関する具体的方策
 - 評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策 など

VI 情報公開等の推進に関する目標

- VI 1 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置
- 1 記載事項の例 :
 - 大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策 など

VI 2 その他業務運営に関する重要な目標

- VI 2 その他業務運営に関する重要な目標を達成するための措置
- 1 記載事項の例 :
 - 施設等の整備に関する具体的方策
 - 施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策 など

VI 2 安全管理に関する目標

- VI 2 安全管理に関する目標を達成するための措置
- 1 記載事項の例 :
 - 労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策
 - 学生等の安全確保等に関する具体的方策 など

- (その他の記載事項) (別紙に整理)
- 予算(人件費の見積りを含む)、收支計画及び資金計画 ○出資計画 ○短期借入金の限度額
 - 長期借入金又は債券発行の計画 ○重要財産の処分(譲渡・担保提供)計画 ○剰余金の使途
 - 施設・設備に関する計画 ほか

(備考) 本資料の取扱い等について

1. 本資料は、「新しい「国立大学法人」像について」(平成14年3月26日 国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議報告)を踏まえ、中期目標・中期計画の項目等を現時点で整理したものであり、今後の政府内調整や法案等の検討、国会での法案審議等に応じ適宜修正する必要がある未定稿の資料です。

2. 今後のスケジュールは、現時点では概ね以下のように見込んでいます。

平成14年 12月 ○「国立大学法人（仮称）の中期目標・中期計画の項目等について（案）」（本資料）を国立大学協会法人化特委に提出。

平成15年1～6月 ○各大学において自主的に中期目標（案）・中期計画（案）を検討（必要に応じ、作成様式等について各大学と事前相談）。

6月末 ○各大学から中期目標（案）・中期計画（案）を文部科学省に提出。

10月～ ○国立大学評価委員会（仮称）にて各大学の中期目標（案）・中期計画（案）を審議（必要に応じ各大学からヒアリング等を実施）。

平成16年3～4月 ○各大学の中期目標（案）・中期計画（案）について文部科学大臣から財務大臣に協議
○文部科学大臣から各大学に中期目標を提示。文部科学大臣が各大学の中期計画を認可。

3. 中期目標・中期計画は、各大学の basic concept の存在と、中期目標・中期計画に基づく具体的な取り組みの用意が前提となります。記載内容は、原則として全学的な視点からのもの（個々の学部・研究科・附置研究所等に係る内容でも全学的視点から特記すらも可）に限るものとし、各大学の特性を踏まえ一層の個性化を図る観点を考慮しつつ、明確かつ簡潔に記載してください。なお、中期計画には、事項により適宜数値目標や目標時期等を盛り込むことも検討してください。

4. 様式・分量は、A4版横長用紙に横書き（10ポイント、1ページ40行、1行72字=本資料の書式）で、現段階では1大学当たり概ね10～20ページ（学生収容定員や予算関係項目など別紙掲載分は除く）を一応の目安としてください。

5. 中期目標（案）・中期計画（案）のほか、その参考資料（文部科学大臣による提示・認可の対象外）として、「学部等に固有の具体的な事項」を作成し、中期目標（案）・中期計画（案）の提出と同時に文部科学省に提出してください。内容は、中期目標の「Ⅱ 大学の教育研究等の質の向上に関する目標」及び中期計画の「Ⅰ 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置」に関して、学部・研究科・附置研究所など各大学の基本的な教育研究組織ごとに固有のより具体的な事項を記載してください。分量は、現段階では各組織ごとに5ページ以内を一応の目安としてください。

6. 中期計画として別紙に記載する各年度の学生収容定員については、現段階では学部・研究科等の単位で便宜上平成16年度の定員を全ての年度に記載してください。

7. 国立大学評価委員会（仮称）による評価は、調査検討会議報告でも指摘された通り、中期目標の達成度評価及び分野別の研究業績等の水準評価についてを行うことが見込まれます。その際、中期目標・中期計画は、達成度評価の基本的な基準や要素としての性格を持ちますが、より具体的な評価の方法・基準等は、今後、同委員会及び大学評価・学位授与機構にて別途検討することになります。その結果、評価に必要な資料の作成や提出を別途お願いするところがあります。また、運営費交付金等の算定に評価結果を反映させることになります。その後、同委員会における審議を経て文部科学省で検討します。

8. 各大学の平成16年度の年度計画については、別途、作成の方法やスケジュール等を連絡する予定です。